

7. 乳処理業

- 生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。）をする営業です。
- または、生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）もしくは清涼飲料水の製造をする営業です。
- 「生乳」とは、搾乳後に殺菌等の処理が行われていない動物の乳を指します。

